

Client Alert

15 July 2021

米政府、改訂版「新疆サプライチェーンビジネス勧告」を公表

本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

2021年7月13日、米政府は、新疆ウイグル自治区における人権侵害及び強制労働等に関する改訂版「新疆サプライチェーンビジネス勧告」（「本勧告」）を公表した¹。

米国は、トランプ前政権時代より新疆ウイグル自治区における人権侵害問題を重視しており、昨年7月、国務省、財務省、商務省及び国土安全保障省の4省合同で、サプライチェーンの全部又は一部に同自治区が関係する企業に向けて、同自治区の関与がもたらす経営、法務上のリスク、及びレピュテーションリスクを評価するとともに、可能な限り人権デューデリジェンスを実施することを推奨する「新疆サプライチェーンビジネス勧告」（「旧勧告」）を発出したところであった²。本勧告は、昨年出された旧勧告の内容を大幅にアップデートしたものであり、頁数が19頁から36頁へと倍増したほか、新たに通商代表部と労働省が担当省庁として加わった。

旧勧告と比較した本勧告の主な変更点としては、まず、冒頭で、中国政府が新疆ウイグル自治区においてウイグル族や少数民族等に対するジェノサイド及び人道に対する罪を継続しているという、極めて厳しい現状評価が述べられている点が挙げられる³。これは、バイデン新政権の人権問題に対する強い姿勢を反映したものと考えられる。

また、旧勧告においては、新疆ウイグル自治区における強制労働の「潜在的指標」として、透明性の欠如や社会保障プログラム、名称、政府による支援、工場の場所といった一般的事項が挙げられていたに過ぎなかったところ、本勧告では、新疆ウイグル自治区における強制労働の「警告サイン」と表現を強くした上で、これらの指標のほか、新疆生産建設兵団（XPCC）との関連、労働省による児童労働又は強制労働により生産された製品のリスト、商務省によるエンティティリストに掲載された企業、関税局長官による「違反商品保留命令（WRO）⁴」の対象とされている企業・製品、財務省のSDNリストに掲載された機関、といった具体的事項が掲げられている⁵。

¹ <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2021/07/Xinjiang-Business-Advisory-13July2021-1.pdf>

² <https://www.state.gov/xinjiang-supply-chain-business-advisory/>

³ 脚注1の1-2頁を参照。

⁴ 1930年関税法（通称「スムート・ホーリー法」）307条（19 U.S.C. §1307）は、外国において違法労働、強制労働、又は制裁を伴う契約労働（「強制労働等」）によって生産・製造等された全ての品目の米国への輸入を禁止している。これを受け、関税局長官は、強制労働等によって生産・製造等された商品が輸入されている、又は輸入される可能性があるという、合理的ではあるが決定的ではない情報を入手した場合には、全米各地の税関に対し、当該商品の輸入許可を保留する「違反商品保留命令（WRO: Withhold Release Order）」を発出できるものとされている（19 C.F.R. §12.42(e)）。

⁵ 脚注1の9-10頁を参照。



その上で、旧勧告においては、あくまで可能な限りにおいて合理的な人権デューデリジェンスを実施することを推奨するとされていたに過ぎなかったところ、本勧告においては、新疆ウイグル自治区において操業する、あるいはサプライチェーン上で新疆ウイグル自治区と関連を有する企業及び個人は、米国法へのコンプライアンスを確保するための高度な人権デューデリジェンスを実施すべきであり、新疆ウイグル自治区とつながりのあるサプライチェーン、投機、及び投資から退出（exit）しない企業及び個人は、米国法を侵害する高度の危険を冒すとして、極めて強いトーンでの勧告がなされている点が特徴的である⁶。また、米国企業の買収や投資等を検討する外国企業に対しても、新疆ウイグル自治区における人権侵害に直接・間接に関連した企業との取引等から生じる潜在的风险を評価すべきであることが推奨されている⁷。

更に、本勧告においては、新たに「監視に関連したデューデリジェンス」の項が新たに設けられ、企業・個人は、その製品・サービスが中国政府による監視装置や強制収容所の建設・維持・支援等に利用されていないかどうか、エンドユーザーを精査すべきことが勧告されるとともに、既の実施したあるいは実施中の投資がそれらの要素を示唆する場合には、投資の撤退を検討すべきであるとされている⁸。

なお、本勧告の付属文書2においては、新疆ウイグル自治区において強制労働が行われている可能性のある産業の例として、農業、携帯電話、綿花関連、電子機器の組み立て、カツラ・ヘアアクセサリ、加工食品、履物、繊維製品、玩具等が挙げられており、旧勧告からは、新たに冶金グレードのシリコン、再生可能エネルギー及び手袋が加えられている⁹。

米国に製品を輸出する企業等は、今後、自社のサプライチェーン上において、米国が新疆ウイグル自治区における強制労働等を疑う事実が存在しないかどうかをデューデリジェンスにより改めて確認し、それを裏付ける証拠を準備しておくことが、米国へのスムーズな輸入やコンプライアンスの観点から重要となる。

⁶ 脚注1の11頁を参照。

⁷ 脚注1の13頁を参照。

⁸ 脚注1の14頁を参照。

⁹ 脚注1の25頁を参照。